

# 立木の適正な管理をお願いします

近年、立木が道路上に張り出し通行の妨げになっている箇所が見受けられます。

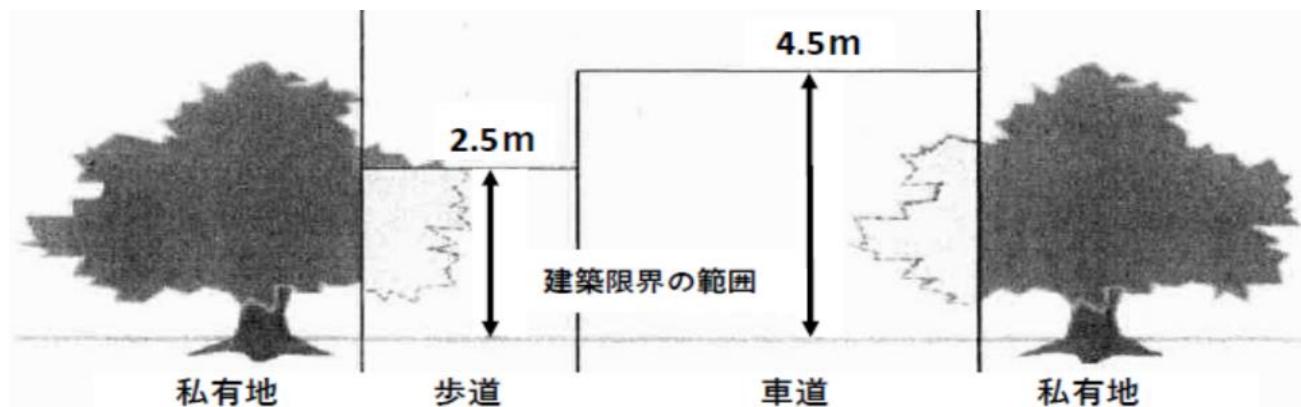


立木の影響で通行中の歩行者、車両に事故が発生した場合、**所有者が賠償責任を問われる場合**があります。

交通事故防止のために建築限界（※）を守り適正な管理をお願いいたします。

※建築限界とは、道路を安全に通行するため、車道の上 4.5m、歩道の 2.5m の範囲に通行の障害になる物（樹木・看板等）は置いてはならないという規定になります。

（道路法第 30 条及び道路構造令第 12 条）



■問合先 桜川市役所建設課 0296-58-5111（代表）